

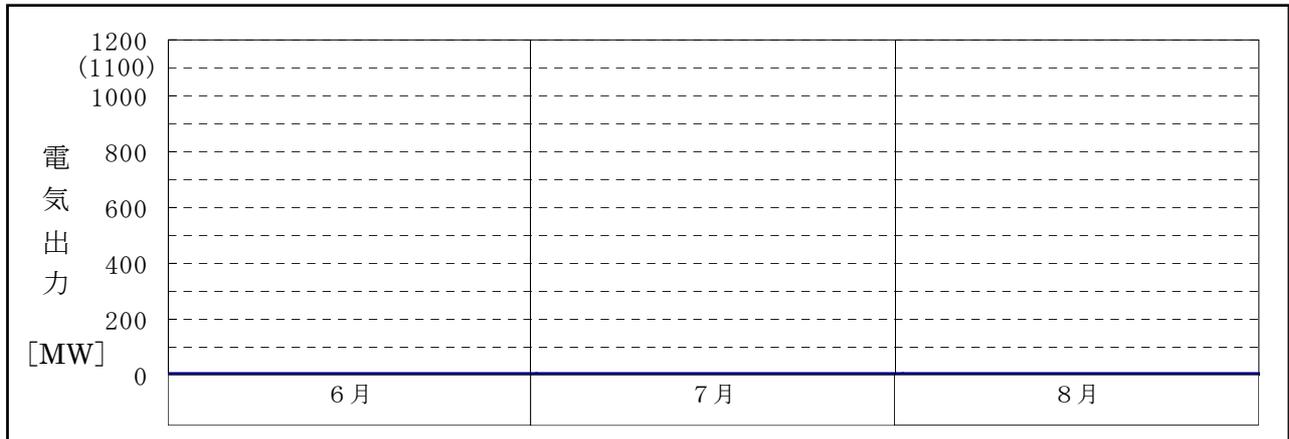
令和 2 年 1 0 月 1 6 日
東北電力株式会社

東通原子力発電所の現在の状況について

1. 運転状況

- 平成 2 3 年 2 月 6 日より第 4 回定期事業者検査を実施中

2. 電気出力（ 令和 2 年 6 月 ～ 令和 2 年 8 月 ）



3. その他

(1) 東通原子力発電所 1 号機における新規規制基準適合性審査の状況について

- 平成 2 6 年 6 月申請以降，継続的なヒアリングや審査会合において当社の申請内容を説明してきており，これまでに審査会合は 2 5 回開催されております。
- 令和 2 年 7 月 1 7 日の審査会合においては，「震源として考慮する活断層」※¹の評価について当社から説明し，敷地周辺の特定の断層については「震源として考慮する活断層」に該当すること，および，敷地～敷地近傍（敷地を中心とする半径 5 k m 程度の範囲）の断層については「震源として考慮する活断層」に該当しないとする当社評価について，審査会合に出席している委員からご理解をいただきました。なお，断層評価に関する審査は，本審査会合をもって一通りの対応を完了しました。
- 令和 2 年 1 0 月 2 日の審査会合においては，基準地震動※²の策定に向けた審査のうち，「敷地ごとに震源を特定して策定する地震動」※³の最初の項目となる「プレート間地震の地震動評価」が審議されました。
- 審査会合では，プレート間地震の断層設定位置の考え方や先行プラントとの整合性等についての説明を求められ，継続審議となりました。
- 今後，いただいたコメントについて改めて検討を行うとともに，引き続き，審査会合において丁寧に対応してまいります。

※ 1：将来，地震を発生させる可能性がある断層

※ 2：原子力発電所の耐震設計において基準とする地震動であり，敷地周辺において発生する可能性がある最大の地震の揺れの強さを示すもの

※ 3：敷地周辺の地震の発生状況や震源断層をもとに評価する地震動

(別紙 1) 「震源として考慮する活断層」の評価について

(別紙 2) 基準地震動の審査

(2) 東通原子力発電所「原子力事業者防災業務計画」修正の届出について

- 当社は、令和2年8月17日に「原子力災害対策特別措置法」第7条の規定に基づき、青森県知事および東通村長との協議を経て、東通原子力発電所「原子力事業者防災業務計画」を修正し、内閣総理大臣および原子力規制委員会へ届出を行いました。
 - 今回の届出において修正した主な内容は、原子力災害対策指針の改正に伴う緊急時活動レベル^{※4}の見直しなどを踏まえ、当社における緊急時活動レベルの判断基準の見直しや原子力防災資機材等の点検内容の明確化などを行ったものです。
- ※4：避難や屋内退避等の防護措置を実施するため、原子力施設の状況に応じて対策するよう、原子力規制委員会が定めた判断基準

(3) 東通原子力発電所の原子炉施設保安規定変更認可について

- 当社は、令和2年5月29日に、原子力発電所を安全に運転・管理するために遵守すべき事項を定めた「原子炉施設保安規定」の変更認可申請を原子力規制委員会へ行い、令和2年9月17日に認可をいただきました。
- 今回の変更は、原子炉等規制法の改正による原子力発電所の検査制度見直しに伴うものであり、主な変更内容は以下のとおりです。
 - ・原子力事業者による検査や日々の保安活動の明確化に関する事項
 - ・原子力発電所の品質管理に必要な体制の整備に関する事項

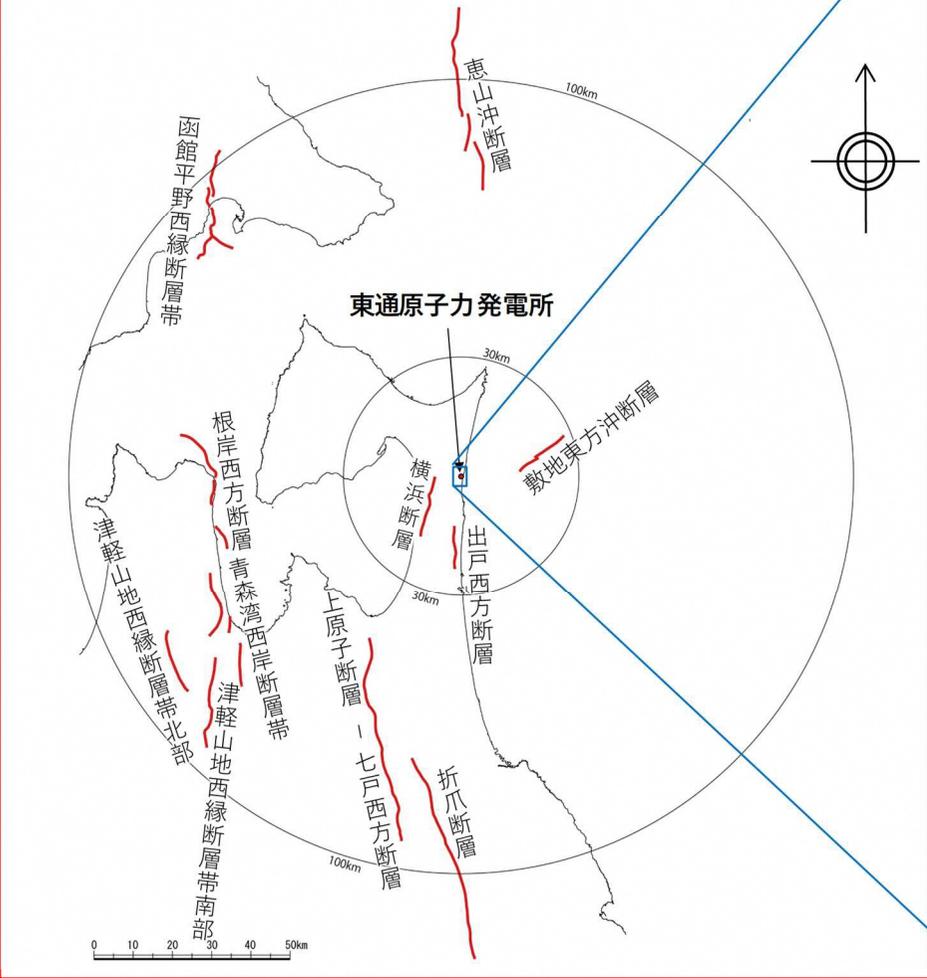
詳細については、当社ホームページから確認することができます。

(<https://www.tohoku-epco.co.jp/>)

「震源として考慮する活断層」の評価について

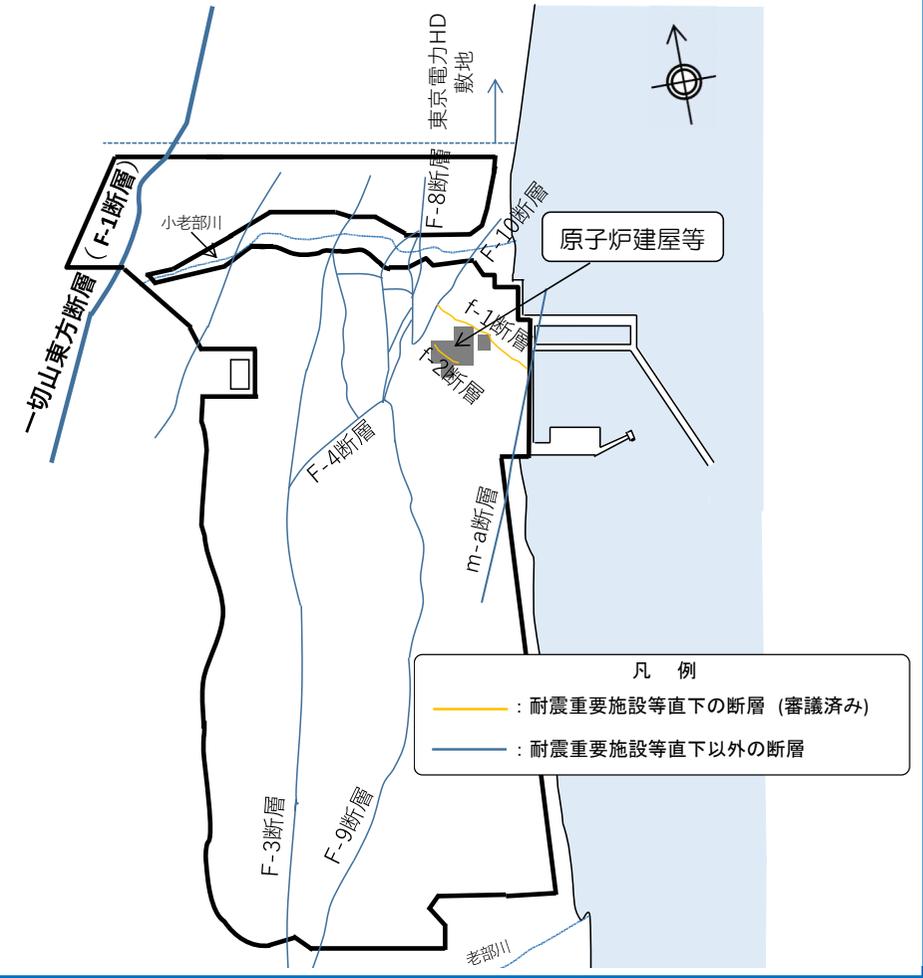
敷地周辺の断層

⇒ 図に示す断層が「震源として考慮する活断層」に該当する

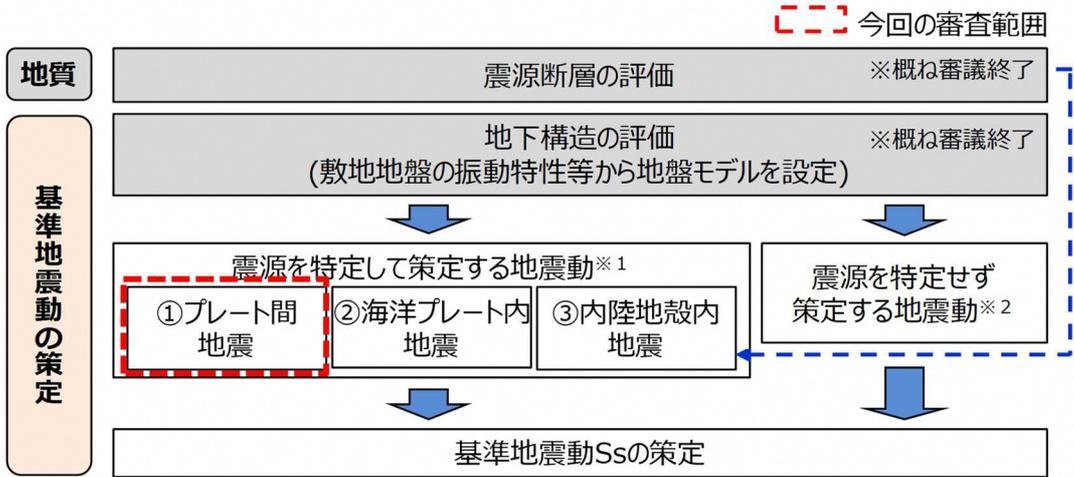


敷地～敷地近傍の断層

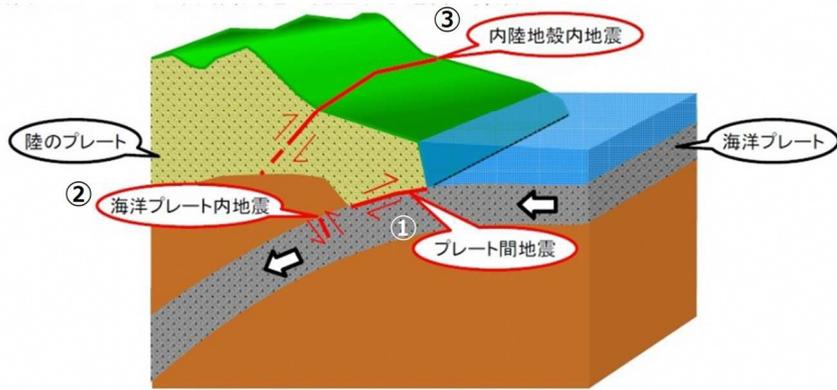
⇒ 一切山東方断層 (F-1断層) をはじめ、「震源として考慮する活断層」に該当しない



基準地震動の審査



- ※1 敷地周辺の地震の発生状況や「震源断層」をもとに評価する地震動
- ※2 全国共通的に評価する地震動



地震発生様式の模式図